

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から同年12月まで
② 昭和51年4月から53年3月まで

私は、A県内で27歳頃まで浪人生活を送っていたが、その間故郷の両親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も全額近所のB郵便局から納付し続けてくれていたと安心していただ。ところが、ねんきん定期便を確認したところ27か月分が未納になっていたため、驚いて母親に確認したところ、「息子の将来を心配し、近所のB郵便局から全額納付し続けた。」と説明してくれた。

当時の納付書等は紛失してしまい、母親の記憶のみに頼る申立てではあるが、苦勞して納付してくれた両親の思いを大切に、その分を是非取り戻したく思い、申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、近接する昭和47年9月から50年9月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は20歳に到達した直後の昭和47年*月頃に行われたことが確認でき、実際に保険料の納付に關与した申立人の母親は「納付は6か月分ずつ、4月頃と9月頃の年2回行っていた。」と述べているところ、同年9月から昭和49年度までは納付済みとされているにもかかわらず、50年度分については前半の50年4月から同年9月までの期間は納付済みとされているものの、後半の同年10月から51年3月までの期間のうち、申立期間①の

みが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 48 年 3 月に実家のある C 町（現在は、D 市）から A 県に住民票を移さずに転居しているが、その後の昭和 48 年度及び 49 年度の保険料も納付済みとなっていることから、申立人の母親は申立人が A 県に転居した後も C 町から送付された納付書により申立人に係る保険料の納付を継続していた状況がうかがわれる。

加えて、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は昭和 50 年 9 月 3 日に A 県 E 市に住民票を異動したことが確認できるところ、申立期間①を含む昭和 50 年度分の納付書は、50 年 4 月頃には C 町から申立人の母親の元に届いていたと考えられることから、住民票の異動が行われた日までは、C 町発行の納付書により申立期間①に係る保険料を納付することは可能であり、申立期間①直後の 51 年 1 月から同年 3 月までの分が納付済みとされていることを踏まえると、申立期間①についても母親が納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は両親が保険料を納付してくれたと述べているが、申立人の住民票は昭和 50 年 9 月 3 日に A 県 E 市に異動していることから、その翌年度以降は C 町から申立人に係る納付書が発行されることは無く、申立人の母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の母親は、「息子が A 県から戻った後、A 県の行政機関から保険料未納の通知と納付書が届き、全額一度に納付した。」旨述べているところ、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間②直後の昭和 53 年度及び 54 年度の保険料は納付済みとなっているが、この納付分については申立人が E 市から C 町に住所を異動した昭和 55 年 3 月 18 日より後の同年 6 月に過年度納付されていることが確認でき、これは母親が述べている納付の状況に極めて類似していることからすると、納付が行われた同年 6 月の時点では申立期間②は時効により納付できず、時効にかからない 53 年度及び 54 年度分の保険料を、申立人の A 県での居住地を管轄する社会保険事務所（当時）から送付された納付書により納付したとも考えられる。

さらに、申立人は、A 県に居住している間に自身で国民年金保険料を納付したことは無い旨を述べているとともに、その母親も、申立人が A 県に居住している間は、申立人から C 町の両親宛てに納付書が送付されたことは無いと述べている。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、

国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

年金事務所からの通知により、平成 15 年 4 月に決算賞与として株式会社Aから支払われた賞与の記録が漏れていることに気付いたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の口座明細表の入金記録及びB健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を130万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日
平成 15 年 4 月に株式会社Aから決算賞与が支給されているが、記録に無いので、調査の上、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の口座明細表の入金記録及びB健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（130万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

株式会社Aに勤務した期間のうち、平成15年4月の賞与について年金記録が確認できないが、当時の賞与額の明細をメモしており、賞与が支給されたことは間違いないので賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与が支給される度に賞与額を記載していたとする申立人が所持するメモには、「15年4月 300,000」と記載されているところ、その他の期間に係る賞与額についてもオンライン記録の標準賞与額と一致していることから、当該メモに記載する額の賞与が支給されたものと推認できる上、B健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月31日から同年8月1日まで

私は、昭和43年4月にC株式会社（現在は、D株式会社）に入社し、平成16年11月にB株式会社E事業所を退社するまで、Fグループ会社に継続して勤務した。

C株式会社に入社と同時にA株式会社に出向となり、G出張所勤務となったが、同出張所がH株式会社として分社化された後の申立期間について厚生年金保険の加入期間とされていない。分社化された後も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

I株式会社（国内のFグループ各社の管理部門担当）から提出された従業員情報、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和44年8月1日にA株式会社からH株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としているが、申立人と同日にA株式会社からH株式会社に異動した同僚4人についても、申立人と同様に被保険者期間が欠落しているところ、申立人を含む5人の資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成5年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から同年11月1日まで

私は、平成3年9月から株式会社AのB支社に勤務し、C県の本社において厚生年金保険に加入していた。その後、B支社が独立採算制をとることになり、本社と同じ名称の会社が設立され、同社において厚生年金保険に加入したが、申立期間の被保険者記録が無かった。

申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録、及び申立人と同じく平成5年10月1日に株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月1日に厚生年金保険適用事業所となったD市の株式会社Eにおいて被保険者資格を取得した複数の同僚の証言によれば、申立人は、株式会社AのB支社又は株式会社Eに申立期間も継続して勤務していたと推認できる。

また、上記同僚のうちの1名が所持していた給与明細書によれば、申立期間及びその前後の期間において給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、当該給与明細書に記載された「部課コード」、「社員番号」は申立期間及びその前後の期間で変更が無いことから、申立期間も株式会社Aから給与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aにおいて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成5年10月1日の定時決定のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、株式会社Aと契約していた社会保険労務士法人は、同社から連絡を受けて、同社B支社の従業員の資格喪失日を平成5年10月1日と届け出たと証言していることから、事業主が、同日を申立人の株式会社Aにおける資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は同年10月に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで
日本年金機構年金事務所からのお知らせによって、A株式会社に勤務した期間のうち、昭和47年10月について厚生年金保険被保険者期間とされていないことが分かった。申立期間に同社本社から同社B事業所への異動はあったが、継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年11月1日にA株式会社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における事業所別被保険者名簿の昭和47年10月の定時決定の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したと認めていることから、事業主が昭和47年10月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行
っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付
されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認め
られる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで
日本年金機構年金事務所からのお知らせによって、A株式会社に勤務した期間のうち、昭和47年10月について厚生年金保険被保険者期間とされていないことが分かった。申立期間に同社本社から同社B事業所への異動はあったが、継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年11月1日にA株式会社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における事業所別被保険者名簿の昭和47年10月の定時決定の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したと認めていることから、事業主が昭和47年10月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行
っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付
されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、
事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認め
られる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和37年5月1日から同年5月20日までの期間について、A県B市にあった株式会社C（以下「株式会社C旧本社」という。）における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年5月1日、資格喪失日は同年5月20日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和37年4月29日から同年5月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社C旧本社における資格取得日に係る記録を同年4月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月29日から同年5月20日まで
昭和35年3月から平成7年5月まで株式会社C及び株式会社Dに継続して勤務していたが、申立期間が未加入期間とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の同居人が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和37年4月29日に株式会社CのE支店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年5月20日にA県F市にあった株式会社C（以下「株式会社C新本社」という。現在

は、G株式会社)において被保険者資格を取得しており、申立期間が未加入期間となっているところ、申立期間のうち、同年5月1日から同年5月20日までの期間については、同社旧本社に係る事業所別被保険者名簿において申立人の被保険者記録が確認できることから、事業主は、申立人が同年5月1日に同社旧本社において被保険者資格を取得し、同年5月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の上記事業所別被保険者名簿の昭和37年5月の記録から、1万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和37年4月29日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の被保険者記録及び申立人の所持する失業保険被保険者転入届の記載内容から、申立人は当該期間において株式会社Cに継続して勤務し(株式会社CのE支店から同社新本社に異動)、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転勤先である株式会社C新本社が適用事業所となったのは昭和37年5月20日であり、申立期間においては適用事業所となっていなかったこと、及び同社旧本社の事業所別被保険者名簿の被保険者記録から判断すると、申立人は、当該期間は同社旧本社において被保険者資格を有していたと考えられ、申立人の同社旧本社における資格取得日を同年4月29日とするのが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の上記事業所別被保険者名簿の昭和37年5月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、G株式会社は当時の資料が残っていないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年12月から平成元年3月まで

申立期間当時、私は大学生であり、A県B市に住んでいたが、住民票は実家のあるC町から異動していなかったため、私が20歳になった昭和60年*月に、母親がC町役場で私の国民年金の加入手続をしてくれた。

また、C町から発行された国民年金保険料の納付書とお金を母親に現金書留で送ってもらい、年4回、3か月ごとに1枚の納付書にて国民年金保険料を納付していたので、申立期間を国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和60年*月に母親がC町役場で申立人の国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、戸籍の附票によれば、申立人の申立期間の住所はA県B市となっており、制度上、C町役場で申立人の国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、C町は、平成14年に国民年金の年金台帳（紙台帳）を廃棄する前に年金記録及び納付記録をデータ化しているが、申立人の国民年金の加入記録は確認できないとしている上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和60年及び61年に同町において手帳記号番号を払い出された記録の中に申立人の氏名は確認できないことから、申立期間は未加入期間として取り扱われており、申立人に対して納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料をC町が発行した納付書により納付し、当該納付書は3か月ごとに1枚であったとしているが、

同町発行の昭和 58 年、59 年及び 61 年の国民年金保険料納付通知書兼領収証書によれば、同町における当該期間の国民年金保険料の納付方法は既に 1 か月ごとに納付する方式となっていたことが確認できることから、申立人の主張と相違する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

平成 15 年 3 月 11 日に株式会社 A (B 事業所) に就職した。その後の展示会で目標を達成し、同年 4 月には決算賞与が出るかもしれないと店長から言われ、同年 4 月に決算賞与が支給されたと思うが、標準賞与額の記録が無い。調査の上、当該賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 3 月 11 日に株式会社 A に就職し、同年 4 月に決算賞与が支給されたと思う旨申し立てしているところ、申立期間当時、同社の給与計算及び社会保険の事務を行っていた関連会社の株式会社 C は、「申立人は、株式会社 A (決算期: 毎年 12 月) に所属する従業員であったことから、決算賞与支給月は 3 月となり、年度にかかわらず 4 月 30 日に賞与を支給することは無い。」旨回答している。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成 15 年 4 月からであり、同年 3 月以前に支給された賞与は年金計算の基礎にならない。

また、株式会社 C が加入する D 健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳によると、平成 15 年 4 月の標準賞与額の記録は無い。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2813（事案 225 及び 2090 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から 33 年 12 月まで
② 昭和 36 年 8 月から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 8 月 10 日から 38 年 6 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 31 年 4 月に A 市にあった B 社に入社し、C 業務に従事していた。

申立期間②について、私は、昭和 36 年 8 月に D 株式会社に入社し同社 E 事業所（現在は、D 株式会社 F 支店）を建設していたが、厚生年金保険の加入記録が同年 10 月 1 日からになっている。

申立期間③について、私は、昭和 37 年 8 月 10 日から 44 年 3 月 3 日まで G 株式会社（厚生年金保険の適用事業所としては、G 株式会社 H 部署及び G 株式会社）で I 部署に所属し勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が 38 年 6 月 1 日からになっている。

各申立期間と一緒に勤務していた同僚の氏名を思い出したので、再調査し年金記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人が勤務したとする B 社について、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等を所持していないことなどから、申立期間②に係る申立てについては、i) D 株式会社 E 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 36 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではないこと、ii) 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等を所持していないことなどから、

当委員会は申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成20年8月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間③に係る申立てについては、i) G株式会社は、当時、臨時採用者は厚生年金保険に加入させておらず、正社員のみ加入させていた旨回答しているところ、申立人も申立期間③当時は臨時採用者であったとしていること、ii) 申立期間③当時、当該事業所に勤務していた複数の者が、当初は臨時採用者として勤務し、正社員になるまでは厚生年金保険に加入していなかった旨回答していること、iii) オンライン記録によると、申立期間③は、申立人及びその妻は国民年金に加入し、保険料の申請免除期間及び未納期間とされていることなどから、当委員会は申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成23年4月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、今回の再申立てに当たり、申立人は、B社で一緒に勤務したとする同僚5人の氏名を新たに挙げているところ、4人については、オンライン記録で所在を確認することができず、他の1人については、所在を確認し照会を行ったが、申立人及び当該事業所について記憶しておらず、当時の状況について確認することができない上、当該同僚が当該事業所で厚生年金保険に加入していた記録も見当たらない。

また、申立人は、申立期間中にJ病院において健康保険証を使って診療を受けた旨主張していることから、当該病院に照会したものの、当時の診療録等は既に廃棄済みである旨回答しており、申立人が申立期間当時に加入していた健康保険について確認することができない。

申立期間②について、今回の再申立てに当たり、申立人は、一緒に勤務したとする同僚1人の名を新たに挙げているところ、D株式会社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該同僚の氏名を確認できたものの、当該記録は基礎年金番号に未統合であり所在を確認できないことから、当時の状況を照会することができない上、当該同僚が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、申立人と同じ昭和36年10月1日であり、申立期間に厚生年金保険に加入していた記録は確認できない。

申立期間③について、今回の再申立てに当たり、申立人は、同じ部署に所属し一緒に勤務したとする同僚2人の氏名を新たに挙げているところ、1人については、オンライン記録で所在を確認することができず、他の1人については、所在は確認できたものの既に死亡しており、当時の状況について確認することができない。

これらのほかに申立人から各申立期間に係る厚生年金保険料の控除を示す新たな資料の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日
平成 15 年 4 月に株式会社 A から決算賞与が支払われた。
厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 B に勤務していたと述べているところ、申立期間当時、同社の給与計算及び社会保険の事務を行っていた関連会社の株式会社 A は、「申立人は、株式会社 B（決算期：毎年 12 月）に所属する従業員であったことから、決算賞与支給月は 3 月となり、年度にかかわらず 4 月 30 日に賞与を支給することは無い。」旨回答しており、申立人の口座明細表の入金記録では、平成 15 年 3 月 31 日に賞与として、26 万 832 円が入金されていることが確認できる。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成 15 年 4 月からであり、同年 3 月以前に支給された賞与は年金計算の基礎にならない。

また、株式会社 A が加入する C 健康保険組合から提出された申立人に係る適用台帳によると、平成 15 年 4 月の標準賞与額の記録は無い。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 30 日から 44 年 3 月 21 日まで
私は、昭和 40 年 8 月末に A 社を退職して、直ちに B 株式会社に入社し、平成元年 1 月まで勤務した。

申立期間中に健康保険証を使って病院で治療を受けたことがあり、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得できないので、調査の上、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する説明及び複数の同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、B 株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所が保管している資料によれば、申立人の健康保険厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 44 年 3 月 21 日（記号番号*番）、資格喪失日は平成元年 1 月 16 日と記録されていることが確認できるところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、当該記号番号に係る被保険者資格取得日は昭和 44 年 3 月 21 日と記録されており、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

また、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の B 株式会社における資格取得日は昭和 44 年 3 月 21 日となっており、オンライン記録と一致している上、申立人が名前を挙げた複数の同僚の雇用保険の被保険者期間についてもオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時の事務責任者は、「申立人の厚生年金保険の加入日が社員としての雇用契約成立日であり、申立期間は厚生年金保険に加入

していない。」としている。

加えて、申立期間当時、治療を受けたとする医療機関は既に閉院しており、治療時における保険の種別等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。